

今後の 2012 年内における吸入ホルモテロール
及び GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) に関する TUE 申請について

このたび公表された世界ドーピング防止規程 2013 年禁止表国際基準(2013 年 1 月 1 日発効)において、吸入ホルモテロール及び GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) の取り扱いが変更されました。以下に、「2013 年禁止表 主要な変更の要約と注釈」の該当部分を示します。

(1) 吸入ホルモテロールについて

S3. Beta2-agonists:

- ・ The permitted delivered (inhaled) dose of formoterol has increased to 54 micrograms over 24 hours with a corresponding increase of the urinary threshold to 40 ng/mL.

(参考訳)

S3. ベータ 2 作用薬

- ・ ホルモテロールの許可される使用量 (吸入) は 24 時間で 54 μ g に増量された。それともなって、尿中の閾値も 40 ng/mL に増加した。

(2) GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) について

S2. Peptide Hormones, Growth Factors and Related Substances

- ・ Insulins have been moved to S4.5.a (Metabolic Modulators) because it is considered a more appropriate category based on their mechanism of action. Other antidiabetic drugs, including exenatide and liraglutide are not prohibited.

(参考訳)

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

- ・ インスリンは、その作用機序に基づき、より適切なカテゴリーと考えられる S4.5.a (代謝の調節薬) へ移動した。その他の抗糖尿病薬は、エキセナチドとリラグルチドを含めて禁止されない。

これに伴い、治療目的で使用する吸入ホルモテロールは 24 時間で最大使用量 54 μ g までは、今後の 2012 年内 (~12 月 31 日) においても TUE 申請は不要になりました。また、治療目的で使用する GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) についても、今後の 2012 年内 (~12 月 31 日) においても TUE 申請は不要になりました。

2012.10.12